

東日本大震災復興関連事業円滑化支援事業に係る事務事業を
実施する者の公募について

令和 3 年 3 月 5 日
国土交通省住宅局長 和田 信貴

次のとおり、東日本大震災復興関連事業円滑化支援事業に係る事務事業を実施する者の公募について公示します。

※ この公募は、「東日本大震災復興関連事業円滑化支援事業」を実施する者に関する公募ではありません。「東日本大震災復興関連事業円滑化支援事業」に係る交付申請等に関する事務を実施する者に関する公募です。

※ 本公募は、令和3年度予算によるものであり、令和3年度予算成立等が事業実施の条件となります。また、予算等の成立状況によっては、特定が遅れること等もありますので、ご注意ください。

1. 事業概要

(1) 事業名

東日本大震災復興関連事業円滑化支援事業に係る事務事業

(2) 事業目的

本事業は、東日本大震災復興関連事業円滑化支援事業を行う指定確認検査機関（建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の18の規定により指定された者をいう。）に補助金を交付する者に対し、国が必要な費用を補助することにより、東日本大震災復興関連事業円滑化支援事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

東日本大震災復興関連事業円滑化支援事業に係る以下の事務

- 補助金の交付申請に係る審査及び交付決定
- 完了実績報告に係る審査
- 補助金額の決定及び支払いの実施
- 事業に係る相談の受付

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和3年4月上旬 ～ 令和4年3月18日

2. 補助対象事業者の要件

次の(1)～(7)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

- (1) 事務事業の実施の方法等の事務事業の実施に関する計画が、事務事業の適確な実施のために適切なものであること。
- (2) に加え、事務事業の実施に関する計画が、被災者の生活再建に向けた恒久的建築物の整備を一層推進するための具体的な提案を有していること。
- (3) 事務事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、事務事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- (4) 事務事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること。
- (5) 事務事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (6) 事務事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (7) 事務事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局建築指導課 吹抜
電話 03-5253-8111(内線 39545) ファクシミリ 03-5253-1630
電子メール hpt-kenshi@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 期間 令和3年3月5日から令和3年3月17日まで
- ② 方法 説明書の交付を希望する場合は、予め上記担当部局まで事前連絡を行い、電子メール等により交付。

(3) 提案書の提出期限及び方法

- ① 期限 令和3年3月19日18時00分まで(必着)
- ② 方法 上記担当部局へ郵送(書留郵便に限る。)の場合は3部、電子メールの場合は1部。(電子メールの場合には着信を確認すること。)なお、電子メールで提出する場合は以下によること。
 - ・ 公印等の押印は省略することを可能とし、押印を省略する場合は、当該文書の真正性を担保するため以下に従うこと。
 - ①申請の担当者を複数名含めた送信とすること
 - ②メール件名または文中に、本補助事業への応募申請である旨を明記すること
 - ※①、②の要件を満たすメールを交付年度終了後5年間保存すること。
 - ・ 使用可能なソフトは以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効)
「Microsoft Word 2016」「Microsoft Excel 2016」「Just System 一太郎 11」
「Adobe Acrobat Reader DC」以前の形式に限る。
 - ・ ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ。
- (3) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった申込書は原則返却する。なお、返却を希望しない場合はその旨を、を提出する際に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。